

## 南海トラフ地震臨時情報に伴う措置

別表 3

区分	発令基準	実施事項
注意体制	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表若しくは「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に自動切換されたときに発令する。	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときに情報収集する。 1 南海トラフ地震臨時情報に留意する。 2 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。
南海トラフ地震船舶津波警戒体制（警戒勧告）	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときに発令する。	1 南海トラフ地震臨時情報を収集する。 2 後発地震の発生に伴う津波警報等が発表された場合、直ちに港外避難等が実施できる準備を整える。（情報伝達ルート、避難方法、避難海域等） 3 岸壁管理者、荷役企業等の対応を確認する。 4 避難に必要な支援体制が受けられない、岸壁が使用できない等がある場合は、事前に安全な海域へ避難することを検討する。
解除	各体制が発令されてから1週間後に発令する	1 引き続き発表される情報に留意する。

- 注) 1 港内在泊船等は、上記措置によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。
- 2 VHF 搭載船は、国際 VHF16ch を聴取すること。
- 3 AIS 搭載船は、常時 AIS を作動させ、適正な入力を行うこと。
- 4 気象庁から香川県沿岸地域に「津波注意報、津波警報又は大津波警報」と「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が同時に発表された場合は、「別表 2 津波災害防止措置」のとおりとする。
- 5 気象庁が発表した「津波注意報、津波警報又は大津波警報」が解除された場合に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されている場合は本措置のとおりとする。
- 6 ゆっくりすべりが発生した場合は、注意体制が解除された後であっても、それが収まったと評価されるまでは地震への備えを再確認するなど大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意すること。